

第 1 節 総 則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかは問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

各防災関係機関の防災活動の実施責任の所在は次のとおりである。なお、地震発生時における処理すべき事務又は業務の大綱については、第 1 編総則第 3 節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」による。

(1) 市

市は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を地震災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

(2) 県

県は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を地震災害から保護するため、地震災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、地震災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理や市町村間の連絡調整を必要とするとき等の場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を地震災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力連携して、防災対策活動を実施するとともに、市の活動が円滑かつ的確に行われるように積極的に勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性に鑑み、自ら防災

対策活動を推進するとともに、県及び市の活動が円滑かつ的確に行われるように協力援助する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には的確な災害対策活動を実施する。

第２節 関係者との連携協力の確保

１ 人員、資機材及び物資等の配備手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な人員、資機材及び物資等が確保できるよう、物資等の備蓄・調達計画を予め策定しておく。

(1) 人員の配置

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合に災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、市災対本部の組織体制が確立できるように本部職員・消防団員の動員体制、伝達系統及び方法並びに連絡責任者を具体的に定めておく。全職員は、配備体制に関わりなく気象予報等により注意・警戒が予測されるときは、勤務時間外においても常に連絡がとれ、いつでも参集ができるように努め、各課等の所管する応急対策の早期実施及び他課所管事務の応援要請に備える。また、市は、災害応急対策を実施するに当たって、市災対本部員のみでは労力的に不足するとき、又は特殊的な作業のため技術的な労力が必要なときのために、要請があり次第、速やかに対応できる体制づくりに努める。また市は人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

(2) 必要な資機材の配置

市及び防災関係機関は、災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう、以下の事項により、施設及び資機材等の点検・整備、充実に努める。

ア 現在整備されている防災施設・設備や資機材の現況を把握しておく。

イ 防災施設・設備の機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に資機材の点検・整備を行う。

ウ 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備を図る。

エ 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設・設備や資機材については、代替手段を検討しその整備を図る。

オ 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を次のとおり定めておく。

装備資機材の確保

	資機材、人員の手配内容	応援要請機関
1	組織体制（初動体制）の確立	・ 県危機管理局 ・ 周辺市町村
2	災害時用ヘリポートの確保	・ 県危機管理局・消防本部
3	災害用装備資機材	・ 県危機管理局
4	水防資機材の備蓄	・ 串間土木事務所 ・ 国土交通省
5	救命・救助装備	・ 県危機管理局・県医師会

(3) 物資等の調達手配

ア 大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、予め備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備について検討する。

検討する備蓄計画については、以下の内容が考えられる。

備蓄物資等の種別	備蓄の方法
・ 食料等 ・ 飲料水 ・ 生活必需品等 ・ 医療資機材 ・ 医薬品等 ・ 水防資機材等	・ 公的備蓄 ・ 事業所、住民等の備蓄 ・ 協定の締結による備蓄（流通在庫備蓄） ・ 応急対策従事者のための備蓄

イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 他機関に対する応援要請

南海トラフ地震における応急対策を、より迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、市は、各関係機関と相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておく。

(1) 市町村間の相互協力体制の整備

本市では、大規模な自然災害に迅速かつ的確に対応できるように、「宮崎県市町村防災相互応援協定」（H8.8.29）を締結して、広域での応援体制を強化している。

市は、平素から「宮崎県市町村防災相互応援協定」等に基づく広域応援が円滑に行われるよう体制整備を推進するとともに、災害物資の供給協定、提供支援等に関する協定を県内外

問わず各市町村及び関係機関と締結できるよう努める。

(2) 県、市と自衛隊との連携体制の整備

市は、県及び自衛隊と防災訓練の実施等を通じ、平素から連携体制の強化を図り、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

(3) 消防関係機関の連携体制の整備

消防機関（消防本部、消防署）では、消防の相互応援協定が締結されている。特に、広域的なものとして「宮崎県消防相互応援協定」（H7.6.19）がある。

消防機関は、「宮崎県消防相互応援協定」による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

(1) 堤防、水門等の管理

地震発生時の対策として水門等の開閉による水量調節等を行う際の連絡体制や水防活動体制の整備検討が課題となる。

市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 堤防、水門等の管理計画

市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画を検討し、各種整備等を図るものとする。

ア 堤防、水門等の点検方針・計画

堤防、水門等を管理する者へ、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検、補強等の施設の整備点検を推進し、また要請する。

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

堤防、水門等を管理する者へ、津波による被害のおそれのある地域について、施設の補強整備、水門等の自動化、遠隔操作化等の施設整備を推進し、また要請する。

ウ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

門等を管理する者へ、地震発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順について、平常時から管理方法等について具体的検討を行うよう要請する。この場合、水門の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。また、内水排除施設等について、発災に備えて非常用発電装置の準備、点検その他必要な被災防止措置を講ずる。

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

津波により住家等の孤立が懸念される地域にあつては、ヘリコプター臨時発着場・ヘリポート等の整備を推進する。

(3) 防災行政無線の整備

津波警報等の迅速な伝達を行うために、沿岸域に同報系防災行政無線を整備しており、非常時に備えた施設の点検・整備を推進する。

ア 防災行政無線

防災行政無線等の施設について下記によりその整備を充実する。

(7) 各防災無線局の施設及び各機器の機能について定期的に保守点検を行い、非常時に備える。

- (イ) 屋外拡声子局による情報伝達に加え、戸別受信機の配備を検討し、より確実な情報伝達の強化と充実に努める。
- (ウ) バッテリーの充電不足や予期せぬ停電時に備えた非常用発電設備の点検整備に努める。

イ 情報通信体制の活用

円滑な災害応急活動や住民の迅速な避難等が図れるよう、防災行政無線以外でも民間通信事業者による情報通信体制の活用を推進する。

ウ 異常気象時の通信手段の整備検討

異常気象時の電波障害等に起因する通信途絶の危険性を配慮した通信手段の整備を検討する。また、基本法第 57 条及び第 79 条に基づく通信設備の優先利用について、その必要を認める機関と予め協議しておくものとする。

エ 防災行政無線の平常時活用

災害時における円滑な運用を図るため、平常時における一般行政事務連絡用としても防災行政無線システムを活用することで、その利用方法を習熟させる。

2 津波に関する情報の伝達等

市災対本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、相互に連携協力して、津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達を行う。

気象庁から津波警報等が発表された場合、あらかじめ定めた津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示の措置を行う。これらの場合において、地域住民が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。情報伝達手段として、市防災行政無線等の無線系のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- (1) 宮崎地方気象台が発表する津波警報等は、知事からの伝達系統に従い、県総合情報ネットワーク（震度情報ネットワークシステム）等にて市（危機管理課）及び消防本部等に伝達される。

- (2) 津波警報の伝達を受けた職員は、直ちに危機管理課長に報告する。

危機管理課長は市長に報告し、指示を受けるとともに、市災対本部を設置する場合はその指示等を各対策部に伝達する。

- (3) (2)の報告と平行して宮崎地方気象台から発表された津波警報等に対し、避難指示の発令基準に則して、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示の措置を行う。

- (4) 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。

- (5) 市長は、避難指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- ア 直接的な周知として、サイレン、警鐘、防災行政無線、拡声器、口頭等を用い、又は併用し、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者に広報する。
- イ 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

3 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおりとする。

避難指示の発令基準

種類	予警報	対象地域	津波災害の避難指示の発令基準
避難指示	津波注意報	海の中や海岸、漁港・港湾付近	津波予報区「宮崎県」 日向灘沿岸に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき
	津波警報	津波浸水想定区域	
	大津波警報 (特別警報)	津波浸水想定区域	

※対象地域は津波浸水想定区域範囲による。

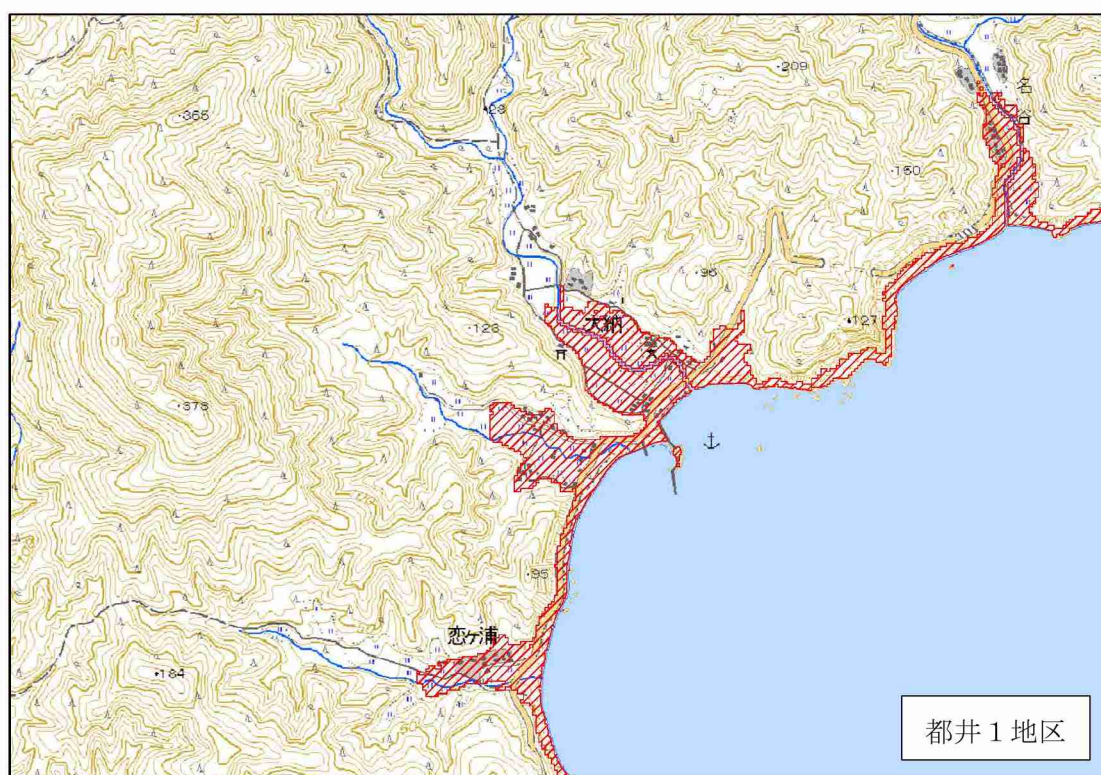
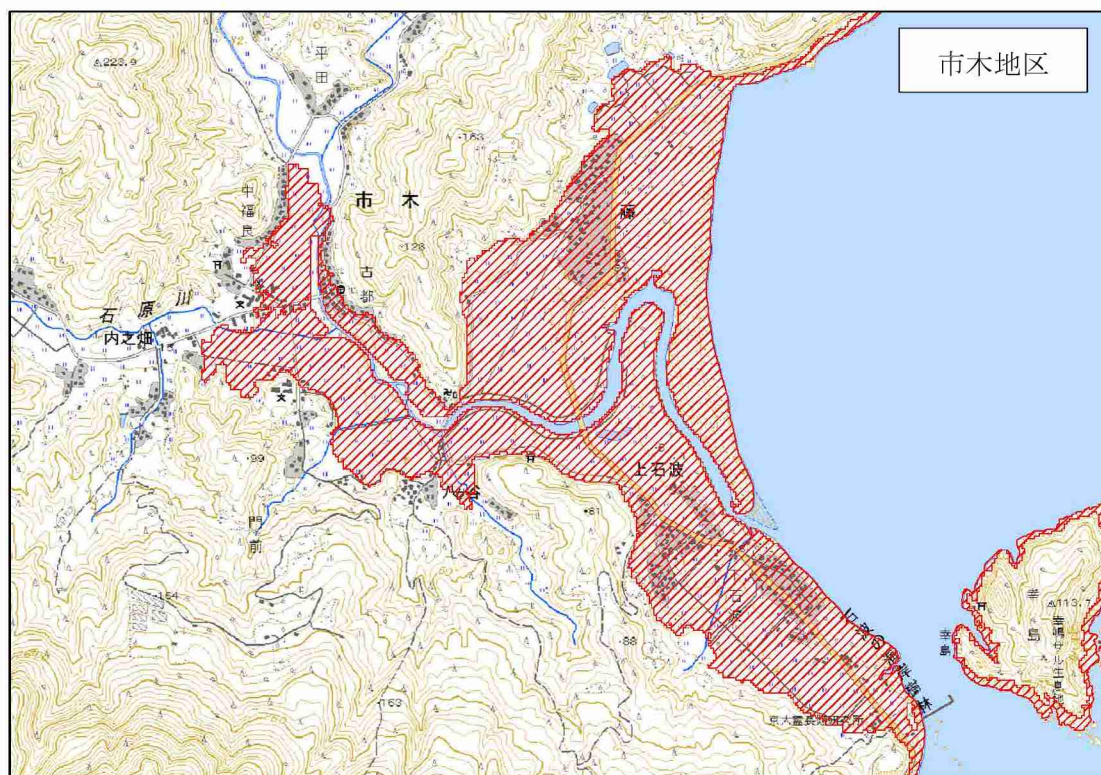
※大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

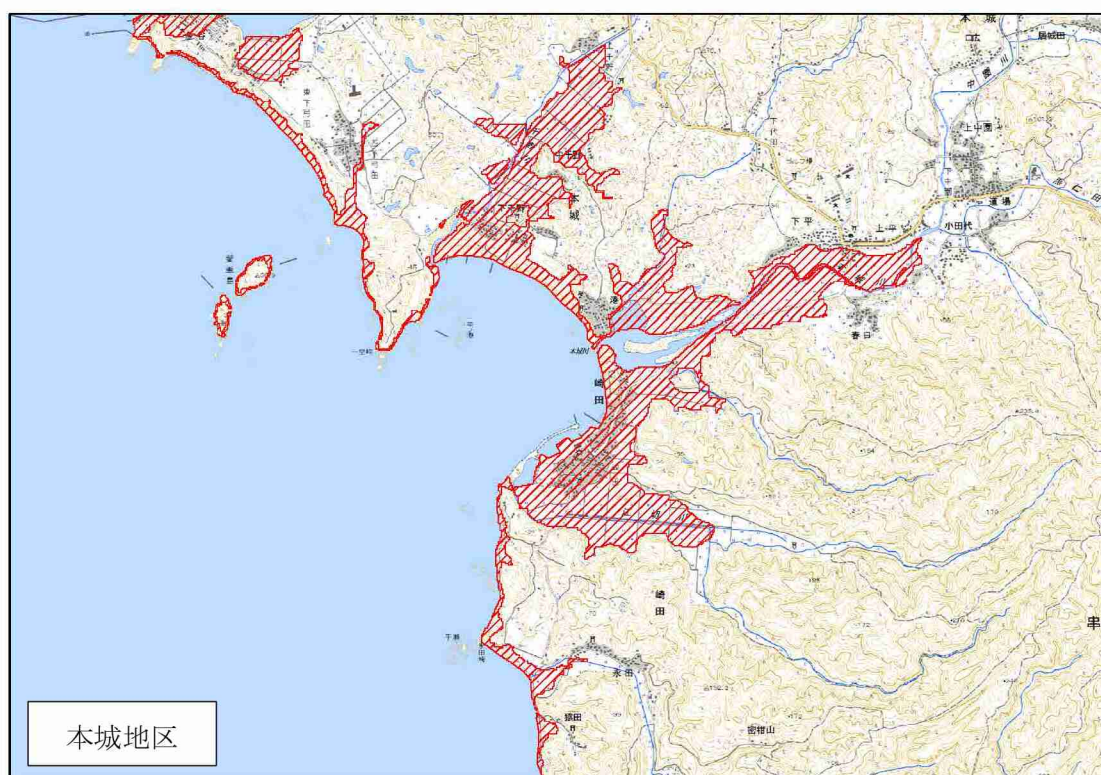
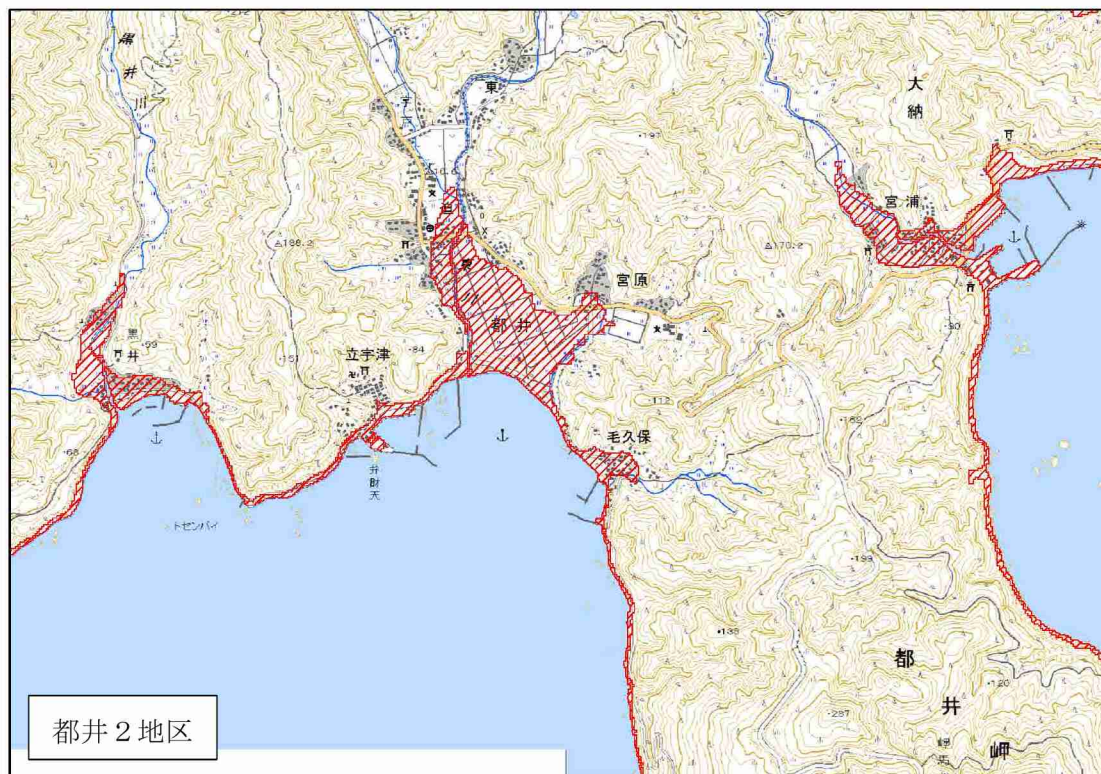
※避難指示の発令については、その地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命又は財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要があると認められるときは、「上記の基準に達していない場合」においても避難指示を行うものとする。

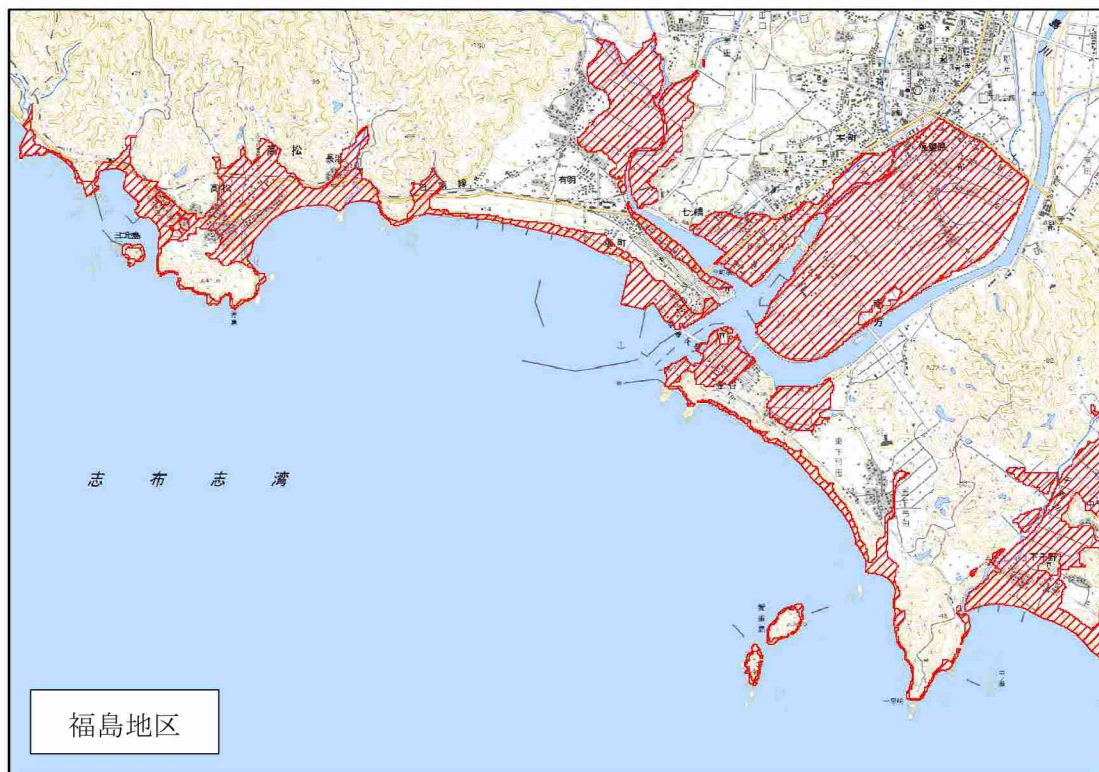
4 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、次表のとおりである。

最大クラスの津波により浸水が想定される地域（図内赤斜線部）
市木地区（上石波 下石波 大藤 木ヤ藤）
都井1地区（名谷 大納）
都井2地区（宮ノ浦 宮原 立宇津 黒井）
本城地区（崎田 港 下千野 永田）
福島地区（塩屋原 今町 金谷 弓田 塩町 高松 寺里）







- (2) 市は、津波の警戒が必要な区域における以下項目について、住民に対して十分周知を図るものとする。
- ア 避難対象地域の範囲
 - イ 想定される危険の範囲
 - ウ 津波からの避難場所
 - エ 避難場所に至る経路
 - オ 避難指示の伝達方法
 - カ 避難場所にある設備、物資等
 - キ 避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
 - ク その他、津波被害の特性に応じた避難実施方法等
- (3) 市は、避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を検討する。
- (4) 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な情報の提供や設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- (5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、市災対本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- ア 市は、予め「避難行動要支援者名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- ウ 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- (7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制。
- (8) 避難所における救護上の留意事項は次のとおり。
- ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護内容
- （ア） 収容施設への収容
- （イ） 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- （ウ） その他必要な措置
- イ 市は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
- （ア） 流通在庫の引き渡し等の要請
- （イ） 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- （ウ） その他必要な措置
- (9) 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- (10) 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を検討する。

5 市の防災部局等活動

- (1) 市の防災部局等は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- その他地震発生時における消防機関等の活動は、風水害等対策編第2章第6節「救助・救急及び消火活動」による。
- (2) 消防機関は、市の防災部局等と連携を図るものとする。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水 道

水道事業管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、地震での水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

その他地震発生時における水道対策は、風水害等対策編第2章第15節「ライフライン施設の応急復旧」による。

(2) 電 気

電気事業者は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるものとする。

その他地震発生時における電気対策は、風水害等対策編第2章第15節「ライフライン施設の応急復旧」による。

(3) ガ ス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

その他地震発生時におけるガス対策は、風水害等対策編第2章第15節「ライフライン施設の応急復旧」による。

(4) 通 信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

その他地震発生時における通信対策は、風水害等対策編第2章第15節「ライフライン施設の応急復旧」による。

(5) 放 送

ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対し、大きな揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、市、防災関係者と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等から津波の円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めるものとする。

7 交 通

(1) 道路整備

道路管理者は、災害が予想される箇所から重点的に施設の整備を行う。

ア 道路沿線の土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、のり面防護工等の実

施を関係機関も含めて検討する。

イ 津波災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架替えや拡幅等を検討する。

ウ 市内通過交通量の分散・緩和と、災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急輸送道路の指定等の事前対策や幅員の確保等を十分検討する。

エ 道路の新設、改良に当たっては、歩道整備、街路樹等の幅員・オープンスペースを確保するよう努める。

オ 災害時の救援物資の輸送、救助・救急活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路等、多重性のある道路ネットワークの整備に努めるとともに、東九州自動車道及び国・県道等の主要幹線道路の建設・整備促進運動への積極的参加を行う。

(2) 緊急輸送道路

あらかじめ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資する。

また、市の緊急輸送道路は、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急輸送道路の指定にあわせて相互の連絡性を確保できるようにする。

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校施設等公共施設の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (ハ) 出火防止措置
- (ニ) 水、食料等の備蓄
- (ホ) 消防用設備の点検、整備
- (ヘ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 学校施設にあつては、当該施設が本市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置を定める。また、当該施設に保護を必要とする生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置も定める。
- (イ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を定める。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

本部が置かれる庁舎等の管理者は、前項(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。被災者の救出は、市全体的に取り組み、消防機関等の協力を得て救出活動を行う。

また、市のみでは救出作業が困難な場合は、県に関係諸機関の派遣要請を行うとともに、合同で救出部隊を編成し救助にあたる。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、市は情報連絡本部を設置し、必要な情報収集を行う。また、各部は平常時の業務・活動を維持しつつ、事態の推移に伴い必要な対応が行える体制をとる。

なお、気象庁が巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも該当しないと判断し、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、各部は平常時の体制に戻る。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、震災対策編第2章第1節「活動体制の確立」に基づき、災害対策本部を設置して、必要な対応にあたる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知並びに情報の収集・伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通、ライフライン、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。また、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種情報の収集体制を整備するものとする。これらの周知方法や収集体制については、風水害等対策編第2章第4節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」による。

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、最初の地震の発生から1週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 避難対策等

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、地域住民等に対

し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるとともに、後発地震の発生に備え、次により事前の避難を呼びかけ、住民の安全確保に努める。

ア 事前避難対象者

- (ア) 津波により 30 cm以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域に居住する者
- (イ) 耐震性の不足する住宅に居住する者
- (ウ) 地震で突発的に斜面崩壊が発生した際に、著しい被害が発生するおそれのある範囲に居住する者
- (エ) その他不安のある者

イ 周知内容

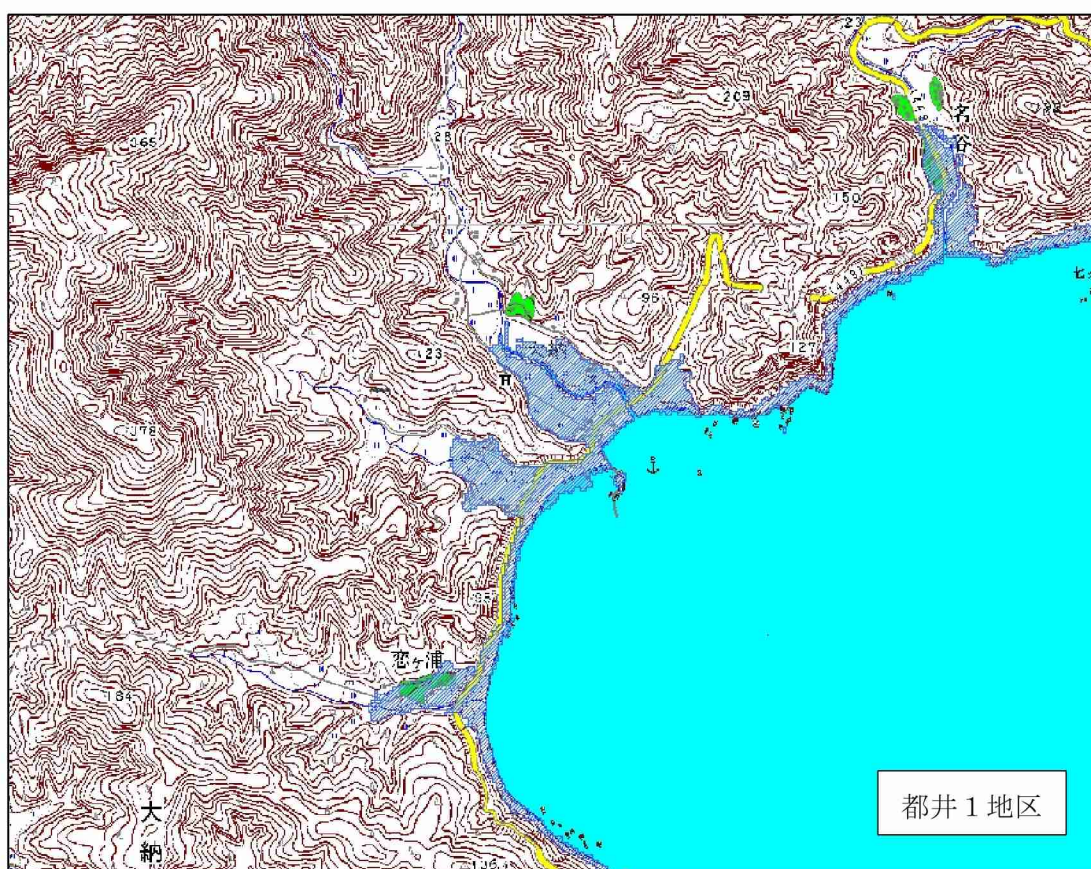
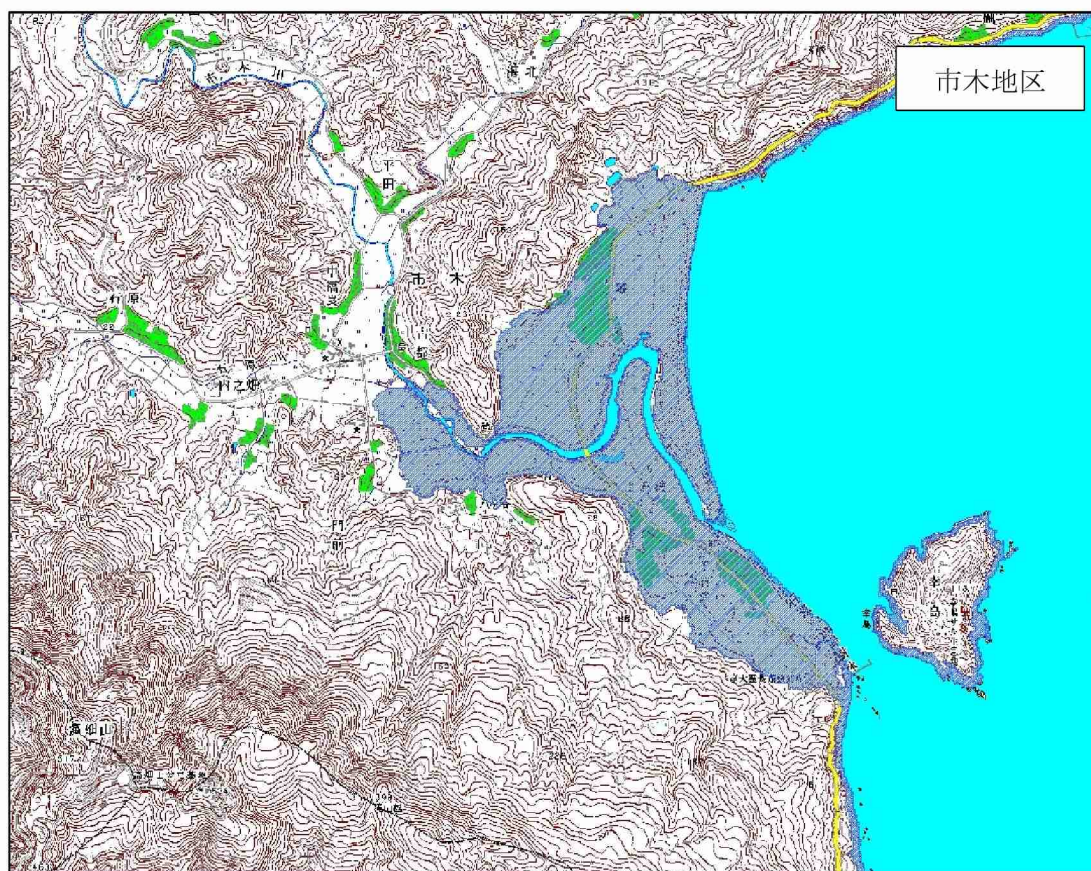
種類	時期	事前避難対象者※ 1	内容
巨大地震警戒	直後	30 分 30 cm	高齢者等避難
		未耐震家屋居住者 土砂災害警戒区域内居住者 不安のある者	自主避難
	1 週間後	30 分 30 cm 未耐震家屋居住者 土砂災害警戒区域内居住者 不安のある者	自主避難
	2 週間後	全住民	地震の発生に注意しながら、通常的生活に戻る※ 2

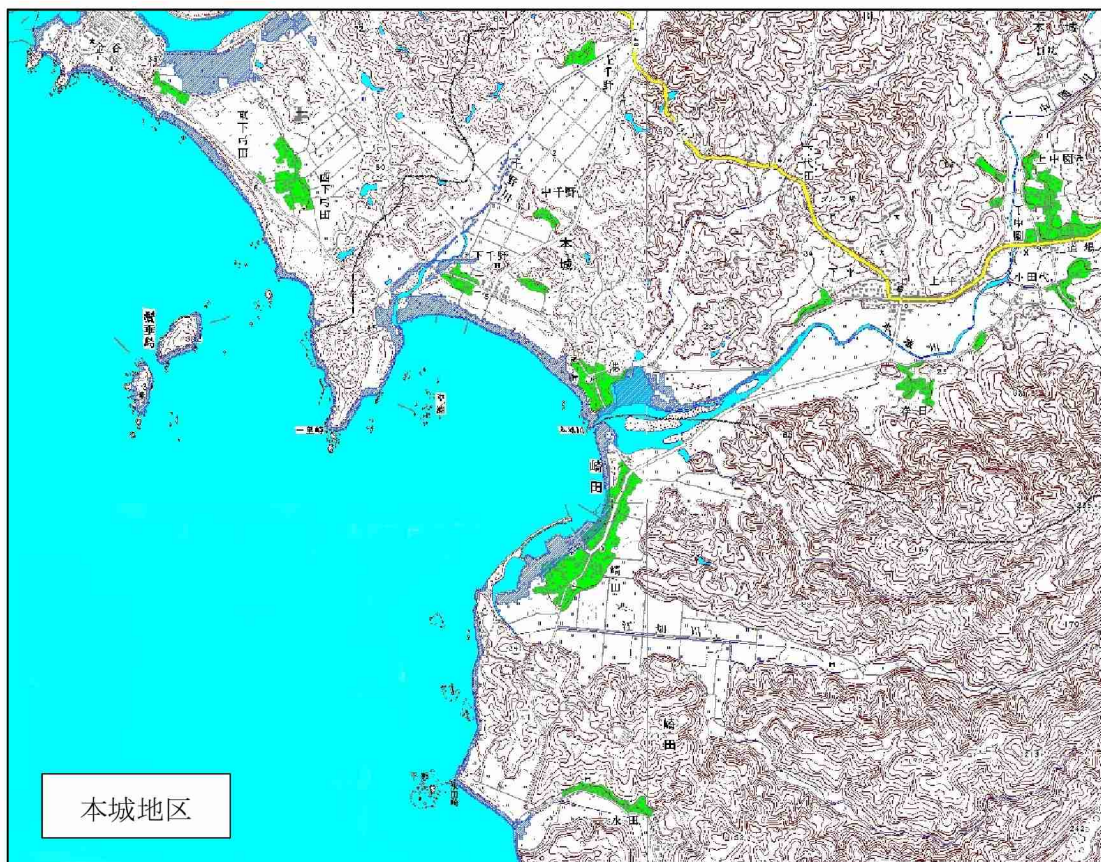
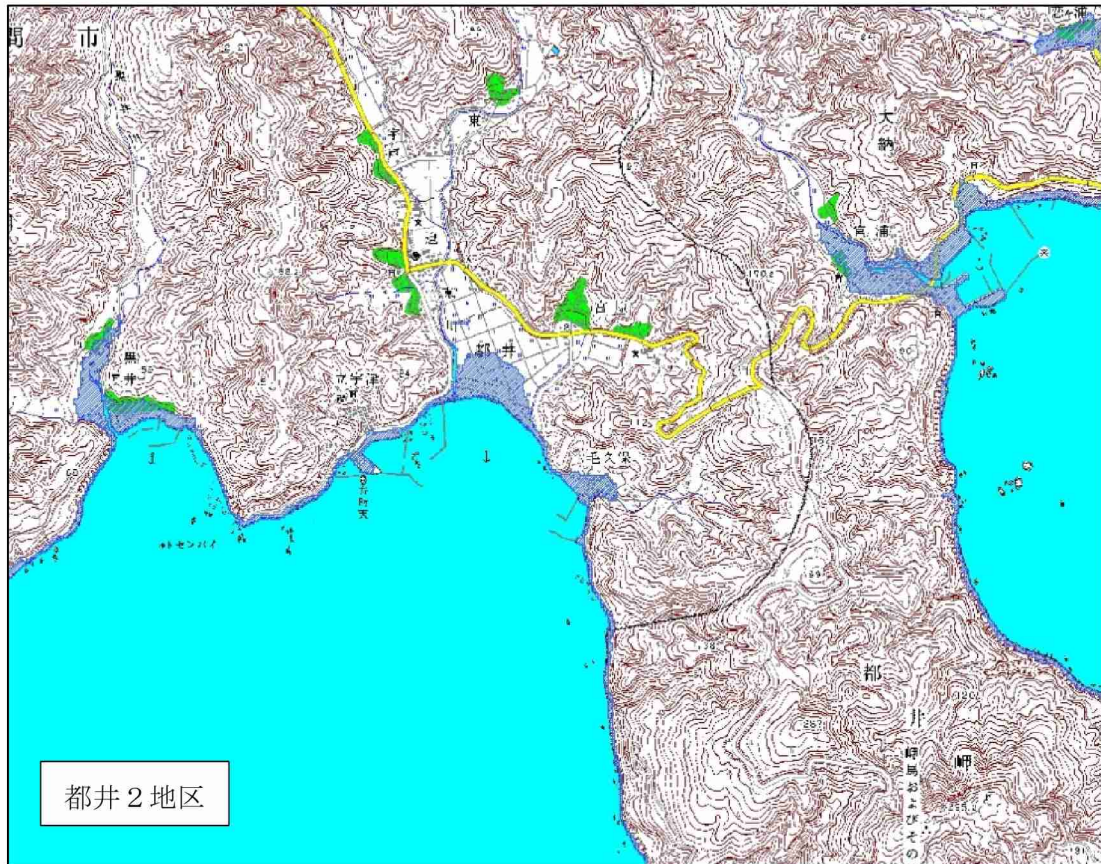
※ 1 ここで示した対象者は、少なくとも避難を検討すべき者として掲げたもので、それ以外の者の安全を保障しているものではない。

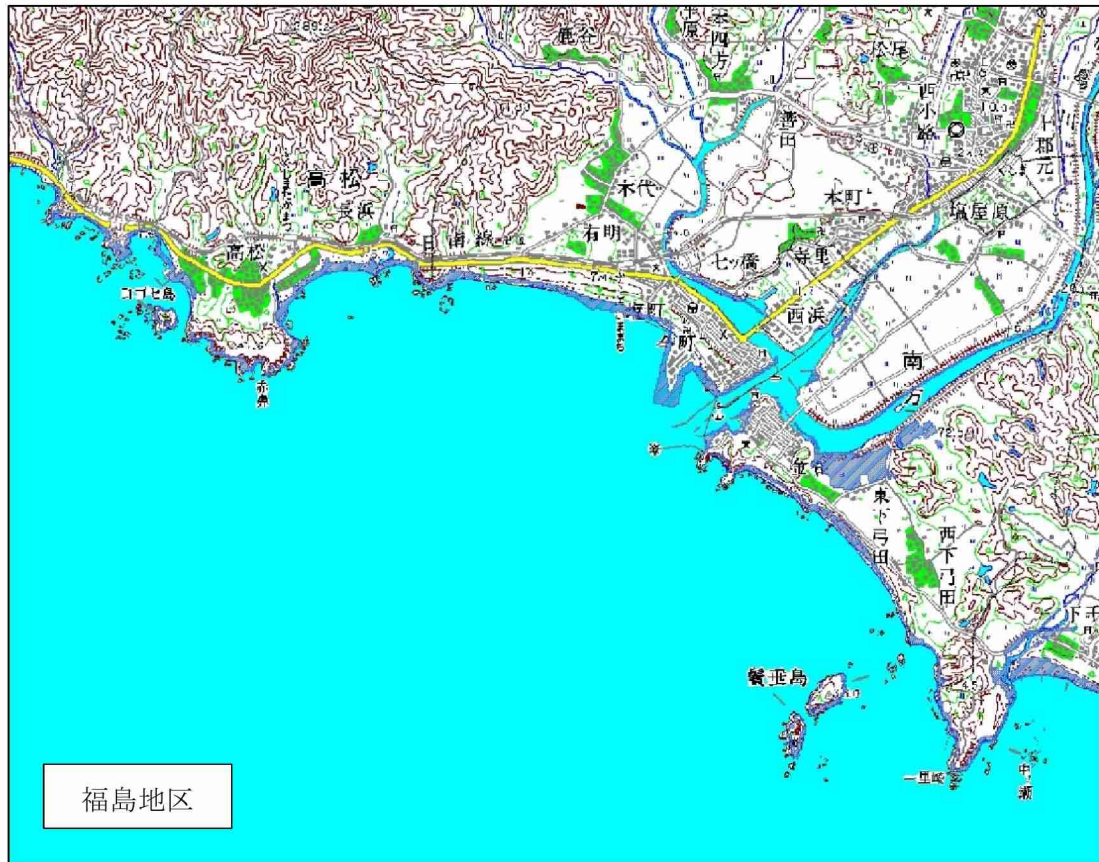
※ 2 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意すること。

ウ 30 cm以上の浸水が 30 分以内に生じる地域

30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域（図内青斜線部）
市木地区（上石波 下石波 大藤 木や藤） 都井 1 地区（名谷 大納） 都井 2 地区（宮ノ浦 毛久保 立宇津 黒井） 本城地区（崎田 港） 福島地区（今町 金谷）







(2) 避難所の運営

避難所の開設、運営に関する事項は、風水害等対策編第2章第9節「避難収容活動」による。

5 市の防災部局等活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 地域住民等の避難誘導、避難路の確保

6 警備対策

市は、関係機関等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信関係

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、風水害対策編第2章第15節「ライフライン施設の応急復旧」による。

8 交通

(1) 道路

ア 市は、関係機関と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとする。

9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における市が管理する庁舎、学校施設等公共施設の管理上の措置については、本章第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」中「8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策」による。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害警戒本部の設置等

(1) 災害警戒本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、震災対策編第2章第1節「活動体制の確立」に基づき、災害警戒本部を設置して、必要な対応にあたる。

(2) 災害警戒本部の廃止

気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、注意する措置の解除を発表した場合、災害警戒本部を廃止する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通、ライフライン、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、風水害等対策編第2章第4節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」による。

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度）を基本に、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保するとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備推進が必要である。

施設の整備等は、概ね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施工等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮できるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業についても推進する。

1 避難場所の整備

市は、宮崎県が公表した津波浸水想定に基づき、津波避難施設の整備を行う。なお、津波避難施設については、津波から緊急に避難する一時避難施設のため広さについては1人あたり0.5 m²を基本とし、高さについては「宮崎県津波浸水想定」に基づき建設地の津波高に余裕高3 mを加え、地域の実情に応じた整備内容とする。

事業の概要		整備年度
津波避難施設	2 箇所	平成 29～31 年度

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

事業の概要		整備年度
備蓄倉庫	2 箇所	平成 29 年度
自家発電施設	6 箇所	平成 29 年度
防災資機材配備	6 箇所	平成 29 年度
避難標識等設置		平成 28 年度

3 通信施設の整備

事業の概要		整備年度
都市防災総合推進事業（防災情報通信ネットワーク）		平成 28 年度
同報系防災行政無線屋外拡声子局	80 箇所	

第 6 節 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

- 1 市は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る津波避難訓練を実施する。
- 2 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 3 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震災害の防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設・設備の整備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト的な意味での防災力を向上させることが重要である。したがって本市では、次のとおり防災教育等を行う。

1 職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民への普及方法

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、一般住民の防災思想の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

(1) 社会教育を通じての普及

自治公民館活動、PTA、青少年団体及び女性団体等の会合、各種研究集会並びに市が主催する出前講座等の機会を利用して、以下のような防災上必要な知識の普及に努める。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とすべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報入手の方法
 - カ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における津波の警戒が必要な範囲、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ク 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - ケ 避難生活に関する知識
 - コ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - サ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (2) 広報媒体による住民への普及
- ア ラジオ、テレビによる普及
 - イ 新聞、雑誌による普及
 - ウ 広報紙、地震ハザードマップ及びパンフレット等印刷物による普及
 - エ 広報車の巡回による普及
 - オ 市ホームページによる普及

(3) 児童生徒等に対する教育（予防対策）

南海トラフ地震は、日本で発生する最大級の地震であり、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、広域かつ甚大な被害となるおそれがあるものである。その発生に備えて、今後、災害対応の中心となる世代である現在の児童生徒に対して防災教育を行う等、長期的な視野に立った対策が必要である。

児童生徒等に対し、以下のことに配慮した実践的な教育を行うものとする。

- ア 過去の地震被害の実態
- イ 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- ウ 地震が発生した場合の対処の仕方
- エ 地震対策に対して必要な地域での活動等について、保護者、地域住民とともに考え、自分の家や学校、地域の様子を知ること

その他地震防災上必要な教育及び広報に関する計画は、風水害等対策編第1章第18節「防災知識の普及」による。

(4) 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3節4項(1)で示された津波の警戒が必要な区域ごとに実施すべき事業の種類について、避難困難地区調査及び防災アセスメント報告書に基づき、津波避難施設等の整備を行う。

なお、整備の際には地域の実情に応じた整備内容とし、地域住民と十分に協議を行った上で進めていくものとする。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目 標	達成期間
崎 田 地 区	津波避難施設又は避難経路の整備事業	1 箇所	平成 29～31 年度
石 波 地 区	津波避難施設又は避難経路の整備事業	1 箇所	平成 29～31 年度